

告 示

埼玉県告示第千六十五号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（境界点座標変換業務（平成三十年南部一、二））

三 作業地域

さいたま市中央区本町東四丁目地内外（境界点座標変換業務（平成三十年南部一））、さいたま市桜区栄和一丁目地内外（境界点座標変換業務（平成三十年南部一、二））

四 作業期間

平成三十年八月二十七日から平成三十一年一月三十一日まで